

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県調理師法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「政令」という。）及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号。以下「省令」という。）の<u>施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（書類の提出）</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する<u>申請書その他の書類は、住所地を所管する総合事務所長（八頭郡に住所を有する者にあつては東部総合事務所長、日野郡に住所を有する者にあつては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。）に提出しなければならない。ただし、第2条第1項の規定により知事に提出する受験願書及びその添付書類は、所管総合事務所長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">調理師試験受験願書 略</p> <p>職 氏 名 様 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所</p>	<p style="text-align: center;"><u>調理師法施行細則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下「政令」という。）及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号。以下「省令」という。）を<u>実施するため必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（書類の経由）</p> <p>第9条 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する書類は、総合事務所長（<u>八頭総合事務所長を除く。</u>）を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">調理師試験受験願書 略</p> <p>職 氏 名 様 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所</p>

出願者 フリガナ
氏名 ④
年 月 日生
電話番号

調理師試験を受けたいので、鳥取県調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。
添付書類 略
注 略

出願者 フリガナ
氏名 ④
年 月 日生
電話番号

調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。
添付書類 略
注 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。